



羅針盤

司法改革
総合センター
ニュース

取調べの可視化に向けて ～検察庁の取調べの録画・録音の試行に対して～

● 最高検察庁が 取調べの録画・録音の試行を発表

今般、最高検察庁は、2006年7月から東京地方検察庁において検察官が指定した事件の検察官の取調べにつきその録画・録音を試行すると発表した。

日弁連の取調べの可視化に向けてのこれまでの活動を概観すると、1999年10月14日、日弁連第42回人権擁護大会（群馬県前橋市）において取調べの録音・録画を提言し、2003年7月14日「取調べの可視化についての意見書」を採択した。

さらに、同年10月第46回日弁連人権擁護大会（愛媛県松山市）で取調べの可視化を求める決議を採択し、以後、既に録画・録音が導入されている台湾・韓国・香港・オーストラリア・イタリア・モンゴル・アメリカのイリノイ州を視察し、2006年には日弁連取調べの可視化実現本部を発足させた。

このような弁護士会の働きかけや運動の結果として、今般、検察庁だけではあるが、これまで頑なに捜査機関が拒否をしてきた、取調べの可視化が実現に向け現実的に動き始めた。

● 検察庁発表の試行の問題点と 当会での総会決議の趣旨

もっとも、今回の検察庁の試行は、①裁判員対象事件のうち検察官が指定した事件に限定されていること、②取調べ全過程の可視化ではなく、警察官の

取調べは除外され、検察官の取調べもその事件のどの部分を可視化するかが検察官の裁量に委ねられていることなど多大の問題を含んでおり、弁護士会が対応を誤れば検察庁が発表しているように自白の「任意性の効果的・効率的な立証のため」に用いられる部分のみが録画・録音され、それ以外は録画・録音されない乃至、証拠として提出されないなどして、むしろ、有害なものとなってしまう可能性がある

しかしながら、今回の可視化の試行は、裁判員制度等の刑事司法改革の一環として、硬直化した刑事司法の世界に大きな変動を生じさせようのものであることは明らかである。検察庁内部でも可視化の試行については反対意見も根強いものがあるようであり、検察庁としては、その立場から自白の「任意性の効果的・効率的な立証のため」である、とは宣言しているものの、運用次第では必ずしも自分たちの意図した方向性に行かないのではないかと不安も併せ持っているのが実情であろう。検察庁がいたずらに「これ以上可視化するつもりはない」などと敢えて強調して述べているようであるが、まさにその不安の表れと見るべきである。

このような中、弁護士会として有害となる可能性があるということが理由で試行自体に反対意見を表明しても、検察庁が「任意性の効果的・効率的な立証のため」に必要なであると本当に判断しているのであれば、自らの有利な方法での可視化の試行を実行に移すだけのことであり、弁護士会で具体的な対応について方針等を立てず検察庁のなすがままにその運用を固定化させてしまえば、現状をさらに悪化させてしまうだけである。

そこで、当会は、取調べの全過程の録画・録音を実現し、試行に対する活動として、7月18日の臨時総会において、被疑者・弁護人からの申入れがある場合には、全過程の録画・録音をすべきこと、弁護士会としても個々の弁護活動をバックアップすることなどを定めた決議を採択し（本誌17頁参照）、検察庁及び警視庁に申し入れたのである。

● 今後の弁護活動の 具体的方針

(1) 各事件で可視化の申入れを行なうこと

部分的な録画・録音では、不十分であることは明らかで任意性が適確に立証されるためには、検察官において、取調べの全過程を録画・録音するべきであり、司法警察職員に対しても、全過程の可視化を指揮すべきなのである。

他方、弁護人としては、捜査弁護活動において「全過程」の可視化申入れを行なうという弁護実践を一層活性化し、これを広範化しなければならない。

原則をいえば、全事件について申入れしてよいということになるであろう。「全過程」の可視化は、取調べ状況全体に関わる問題だからである。ただ、検察庁が「試行」を行なっている現時点でいうと、少なくとも、とりわけ①検察庁が試行ケースとした事件、②否認事件、③少年事件、④外国人事件、⑤知的障害のある被疑者その他のコミュニケーションに問題のある事件などについては、申入れをすべきである。

なお、可視化申入れの書式については、日弁連からもダウンロードできるほか、当会としても作成中である。

(2) 可視化試行対象事件を受任したときの対応

裁判員裁判対象事件に該当する事件の弁護を受任した場合には、主任検察官に対し、試行の有無をまず確認すべきである。

無論、事件を立件した段階で、録画・録音試行の対象となる・ならないが決定されるのではなく、取調

べをしていく中で、この事件は公判で任意性が争点になりそうだと判断した時点で試行の対象となることもあると思われる。

そして、試行対象事件であることが判明した場合には、それに応じた被疑者に対するアドバイスが必要となる。言うまでもなく、取調べ全過程の録画・録音ではないと、捜査機関に都合のよい部分だけ録画・録音される危険性があり、十分な注意が必要である。

具体的には、録画・録音の試行対象事件となった場合には、①被疑者に対し、検察庁では録画・録音がなされ、被疑者の言い分は正確に記録されるのであるから、言い分通りに記載されない調書の作成に応じる必要は一切ないこと、②特に警察が自白強要してくるのであれば、署名押印拒否権や黙秘権で対抗し、供述調書を取られないようにすること、③検察官の取調べでは部分的な録画・録音は拒否し、録画・録音されている状況でのみ、自らの言い分をありのままに供述すること、④仮に警察での自白強要があれば、その様子を録画・録音されている状況で具体的に説明することなどをアドバイスすべきである。

捜査段階で全過程の録画・録音を申し入れるとともに、公判前整理手続や公判では、一部の録画・録音しかない場合の証拠能力を徹底的に争うべきであり、裁判所に対しても、全過程の録画・録音がされない限り任意性は立証されないことを主張しなければならない。

* * *

今後の当会の活動として、既に刑事弁護委員会で取調べの可視化ワーキンググループを立ち上げているが、可視化申入書等の書式の整備、裁判員対象事件の委員会派遣の強化、対象事件の情報収集に努めるとともに、東京三会で共同して、検察庁に対し協議を申し入れること等が検討されているところである。

(司法改革総合センター委員・刑事弁護委員会副委員長
坂根 真也)